

## 航空身体検査証明

- 航空機乗組員は技能証明及び航空身体検査証明を受けていなければ、航空業務を行うことはできません。(航空法第28条、第31条)
- 航空身体検査証明を受けるためには、航空身体検査指定機関(国土交通大臣の指定を受けた医療機関等)で航空身体検査を受検し、その検査結果を記載した申請書を国土交通大臣又は指定航空身体検査医(以下「指定医」という。)に提出しなければなりません。
- 国土交通大臣又は指定医は、申請者がその有する技能証明の資格に係る身体検査基準(航空法施行規則別表第4)に適合すると認められる場合、当該者に対し、航空身体検査証明を行います。
- 身体検査基準に適合しない者のうち、その者の経験及び能力を考慮して、航空機に乗り組んでその運航を行うのに支障を生じないと国土交通大臣が認めるものは、身体検査基準に適合するものとみなす(いわゆる国土交通大臣の判定による適合者)ことができます。